

狩猟者登録申請に係る取扱いについて（道外在住者向け）

1 全ての申請者が申請時に必ず添付等しなければならないもの

(1) 狩猟者登録申請書

※提出する申請書は、北海道 HP からダウンロードした様式、各（総合）振興局環境生活課自然環境係、又は北海道猟友会から指定された様式など、必ず所定の様式を使用してください。

(2) 狩猟免許を受けていることを証するア～ウのいずれかの書類

ア 狩猟免状原本及びその写し

（写しが原本と相違ない旨を確認し、原本のみ返却します。）

イ 狩猟者登録を受けるために再交付を受けた狩猟免状

（当該登録年度に発行されたものに限る。）

ウ 都道府県猟友会会長が原本に相違ない旨を認めた狩猟免状の写し

（当該登録年度内に証明を受けたものに限る。）

(3) 狩猟事故に係る損害賠償能力を有していることを証するア～ウのいずれかの書類

ア 一般社団法人大日本猟友会の狩猟事故共済保険の被保険者であることを証する書類

イ 損害保険会社の損害保険契約（保険金額が 3,000 万円以上であるものに限る。）の被保険者であることを証する書類（損害保険会社又はその代理店が発行又は証明したのものに限る。）

ウ 上記ア又はイに準ずる資力信用を証する書類

(4) 写真（縦 3.0cm×横 2.4cm） 2葉 （光沢紙に印刷した写真可。普通紙不可。）

※複数種類の狩猟免許について同時に登録する場合、写真の葉数は、申請書用は種類毎に 1 葉、狩猟者登録証用に 1 葉

（例）第一種銃猟とわな猟を同時に登録する場合、申請書用に 2 葉、狩猟者登録証用に 1 葉

※写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。

※申請日前 6 月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のものに限る。

(5) 狩猟者登録手数料は 1,800 円です。（狩猟免許に対応する狩猟者登録申請 1 件ごと）

(6) 狩猟税（金額は狩猟免許区分によって変わります）

2 狩猟税の内訳

区分		税額	
			1/2
第一種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける人	個人道府県民税の所得割額を納める人	16,500 円	8,200 円
	上記以外の人（控除対象配偶者、扶養親族を除く。）※ 1	11,000 円	5,500 円
網猟免許及び わな猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける人	個人道府県民税の所得割額を納める人	8,200 円	4,100 円
	上記以外の人（控除対象配偶者、扶養親族を除く。）※ 1	5,500 円	2,700 円
第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500 円	2,700 円

※ 1 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する方（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の方。

(2面)

※2 令和11年(2029年)3月31日までの間に限り次の措置が講じられます。

- ① 道内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員・北海道内において認定捕獲事業を行った認定鳥獣捕獲等事業者の従事者には、狩猟税は課されません。
- ② 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、北海道内の区域を対象とした鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた方又は第9条第8項の従事者として従事者証の交付を受けた方が当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合は上記税額の1/2となります。

※3 狩猟税は「狩猟者登録を行う者」に対する課税であるため、出猟・捕獲が無かった場合でも還付はされません。

3 税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受けようとする場合に添付しなければならないもの

(1) 対象鳥獣捕獲員の場合(課税免除)

- ・道内の市町村に属する対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書(市町村長が交付するもの)

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の場合(課税免除)

- ・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書(様式第16の2)
- ・北海道内において認定鳥獣捕獲等事業が実施され、鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類(当該事業の委託契約書の写し等)
- ・上記事業に従事した際の従事者証の写し

(3) 北海道内の区域を対象とした有害鳥獣捕獲許可を有している場合(税額1/2減額)

ア 捕獲許可証の交付を受けた者

- ・狩猟者登録の申請前1年以内を捕獲期間に含む鳥獣の管理を目的として捕獲許可を受けた許可証の写し(法第9条第13項に係る報告を記入し、備考欄に捕獲日又は捕獲出動日を記入したもの)

イ 従事者証の交付を受けた者

- ・狩猟者登録の申請前1年以内を捕獲期間に含む鳥獣の管理を目的として捕獲許可を受けた者に係る従事者証の写し
- ・捕獲等結果報告書

※1 ただし、許可証又は従事者証の写しを返納等により添付することができない場合は、登録申請前に捕獲許可証若しくは従事者証の交付を受けた(総合)振興局又は市町村へ「鳥獣捕獲許可証等交付を受けた者であることを証する証明書の交付申請書」により申請し、「鳥獣捕獲許可証等交付を受けた者であることを証する証明書」の交付を受け、申請書に添付してください。その場合、併せて捕獲等結果報告書も添付してください。

※2 複数の捕獲許可若しくは従事者証の交付を受けている場合は、交付を受けた1種類のための添付で構いません。

4 申請書類の提出先等

(1) 郵送の場合

狩猟者登録申請書類の送付先及び狩猟者登録手数料・狩猟税相当額の振込先は、次のとおりです。(「現金書留」は受け付けません。)

なお、狩猟者登録証等の送料は必要ありません。(送料着払いの宅配便でお送りします。)

【申請書類の送付先】

〒060-0806 札幌市北区北6条西6丁目 第2山崎ビル内
一般社団法人北海道猟友会 電話 011-747-2006 F A X 011-727-3020

【狩猟税及び狩猟者登録手数料の振込先】

北洋銀行道庁支店 普通預金口座 3 1 4 0 3 7 一般社団法人北海道猟友会

(2) 持参の場合

狩猟者登録申請書類を直接持参する場合は、次の各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係にご提出ください。また、来庁される際は事前^に電話でご連絡ください。(環境生活部自然環境局野生動物対策課では直接対応は致しかねます。)

【申請書類の提出先】

- 空知総合振興局：〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 TEL：0126-20-0043
- 石狩 振興局：〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 TEL：011-204-5824
- 後志総合振興局：〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 TEL：0136-23-1354
- 胆振総合振興局：〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 TEL：0143-24-9577
- 日高 振興局：〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 TEL：0146-22-9254
- 渡島総合振興局：〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 TEL：0138-47-9439
- 檜山 振興局：〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336の3 TEL：0139-52-6494
- 上川総合振興局：〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 TEL：0166-46-5922
- 留萌 振興局：〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 TEL：0164-42-8436
- 宗谷総合振興局：〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 TEL：0162-33-2922
- オホーツク総合振興局：〒093-8585 網走市北7条西3丁目 TEL：0152-41-0630
- 十勝総合振興局：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1 TEL：0155-26-9028
- 釧路総合振興局：〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 TEL：0154-43-9154
- 根室 振興局：〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 TEL：0153-23-6823

【狩猟税納付先】

各(総合)振興局納税課又は税務課

5 狩猟者登録申請の受付

郵送による狩猟者登録申請書類は、令和6年(2024年)8月26日から受付を行います。

直接持参による受付期間については、各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係にお問合せください。

狩猟者登録証等の送付は9月10日以降になります。

なお、申請書類が9月13日までに到着しない場合は、狩猟解禁日までに狩猟者登録証等をお送りできないことがあります。

◇申請書類に記入漏れや添付書類の不備などがある場合は受理できません。

◇狩猟者登録証の即日交付はできません。

◇9月15日から翌年4月15日までに西興部村猟区、占冠村猟区で狩猟をしようとする方は、狩猟者登録申請書類の受付開始日等について、一般社団法人北海道猟友会に電話で直接ご確認ください。(011-747-2006)

◇令和7年(2025年)4月1日以降に登録される方は、各(総合)振興局保健環境部環境生活課へ申請書、必要書類及び申請手数料、狩猟税を持参の上、来庁してください。

(令和7年(2025年)4月1日以降、郵送による登録申請は受理できません。)

6 留意事項

(1) 狩猟者登録申請書の「申請者」欄の電話番号(連絡先)は必ずご記入ください。

(2) 狩猟者登録証の返納先及び狩猟報告の提出先は、次のとおりです。

【狩猟者登録証の返納先及び狩猟報告の提出先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係

電話：011-204-5205 (内線24-394)

FAX：011-232-6790

(3) 道内では、鉛ライフル弾及び粒径の直径が7mm以上の鉛散弾(スラッグ弾を含みます。)を使用した全ての狩猟が禁止されています。さらに、「北海道エゾシカ対策推進条例」に基づき、エゾシカを捕獲する目的での当該鉛弾所持が禁止されています。

(4) 道内の狩猟期間は、エゾシカ猟を除き、10月1日から翌年1月31日までです。

(西興部村猟区及び占冠村猟区の狩猟期間は、エゾシカ猟を除き、9月15日から翌年2月末日までです。)

※エゾシカの可猟区域及び可猟期間については、鳥獣保護区等位置図でご確認ください。

(5) 狩猟事故に係る損害賠償能力を有していることを証する書類は、狩猟期間中有効なものとしてください。

(6) 森林では施業等のため、狩猟を禁止している区域・期間があり、規制を遵守しないと重大な事故につながりかねず大変危険です。入林する区域の入林手続きを行い、入林禁止区域図等を必ず確認の上、入林してください。